

# 人づくり・地域づくりグループ活動支援事業募集要項

## 1 目的

県内で人づくり・地域づくりに取り組む民間の活動団体の実践活動やその活動の推進に係る研究・研修活動に対して助成することにより、更なる地域の活性化を図ります。

## 2 助成の対象

人づくり・地域づくりに取り組む社会教育関係団体、NPO法人、民間団体、教職員グループ、その他財団が認める団体

## 3 活動の内容

人づくり・地域づくりに繋がる諸活動で、実践的、継続的に地域住民の自己啓発や交流、更には地域の活性化を推進する活動及びそのための研究・研修活動

### ※ 活動例

- 1 親子体験教室などの子育てに関する活動
- 2 地域交流学习やスポーツ教室などの仲間づくりに関する活動
- 3 小中高校生のための農林水産業における体験活動
- 4 小中高校生等による観光ガイド等の養成活動
- 5 安心・安全な学校運営等への学校支援活動
- 6 アクティブシニアの生きがいづくり活動
- 7 地域の先人、伝統芸能、郷土文化等の保存・伝承活動
- 8 地域住民によるまちづくり塾等の学習活動
- 9 生涯学習の成果を地域等で生かす活動
- 10 福祉、観光、環境、災害、文化、子育て支援等のボランティア活動
- 11 地域住民が協働して取り組むコミュニティ活動
- 12 教育課題の解明に向けた活動
- 13 上記の活動を推進するための研究・研修活動
- 14 その他、(公財)山口県ひとづくり財団が必要と認める活動

## 4 助成の条件

次の事業等は助成の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教的、政治的及び商業的宣伝の意図のある事業
- (3) 国及び県(外郭団体を含む)から助成等を受けている事業
- (4) 同一団体等への助成が過去3回ある事業(旧教育財団の事業を含む。)
- (5) 市町、公民館等の主催事業
- (6) 一回限り及び興行的なイベント
- (7) 組織、予算の規模が大きく、自主運営をしている団体

## 5 助成額

対象経費の2分の1以内とし、1件あたりの上限を30万円とします。

## 6 対象経費

旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、諸謝金、保険料、その他財団が必要と認める経費を対象とします。

なお、団体等の恒常的な人件費、運営費、備品購入費、接待費及び飲食費、会員の旅費(ただし、ボランティアに係る会員の旅費は対象とします。)は、対象となりません。また、広告収入及びチケット収入は、対象経費から除外します。

## 7 申請手続

別添様式により5月14日(火)までに当財団へ申請してください。

## 8 交付決定

審査委員会で審査の後、交付を決定し、6月中旬に文書で通知します。また、交付決定団体については、財団ホームページに掲載します。

## 9 助成金の交付

事業完了後に提出された実績報告書の内容を審査し、適当と認めた場合に、助成金の額を確定し、交付します。なお、必要と認めたときは概算払いが出来ます。

## 10 その他

事業のポスター、チラシ、プログラム等を作成する場合には、「公益財団法人山口県ひとづくり財団助成事業」である旨の表示をしてください。